

質問に対する回答書

公募名：徳島県営日野谷発電所など3発電所の売電先選定

令和8年7月29日

No.	質問項目	質問内容	回答内容
1	実施要領別紙1評価基準	別紙1の「地域貢献等」のうち、次の提案内容については、一括して15点で評価されるものと理解しています。 ・県営水力発電の優れた環境価値の有効活用に関するPR ・CO2フリー料金プラン ・地域還元プラン これらの提案内容について、それぞれ個別の配点又は評価段階が設定されているのでしょうか。 また、各提案の有無だけでなく、提案内容の具体性、実現可能性、継続性等を総合的に評価するとの理解でよろしいでしょうか。公表可能な範囲で評価方法を御教示ください。	別紙1の「地域貢献等」のうち、 ・県営水力発電の優れた環境価値の有効活用に関するPR ・CO2フリー料金プラン ・地域還元プラン の提案内容について、それぞれ個別の配点は設定していません。 また、評価については、具体性、実現可能性等を総合的に評価します。

No.	質問項目	質問内容	回答内容
2	実施要領別紙1評価基準	別紙1の「県内における電気の販売量（実績及び計画）」について、次の点を御教示ください。 1. 「実績」は、どの期間における徳島県内の小売販売実績を指すのでしょうか。 2. 「計画」は、本件の電力受給期間中における県内販売計画を指すのでしょうか。 3. 販売実績及び販売計画は、本件の県営3発電所から受電する電気に限定されるのでしょうか。それとも、応募者が他の電源から調達した電気を含む、徳島県内における小売販売量全体を対象とするのでしょうか。 4. 応募時点における徳島県内の小売販売実績がなく、売電期間中に供給する具体的な県内需要家も未定である場合、当該評価項目はどのように評価されるのでしょうか。	1. 「実績」は、令和7年度の徳島県内の小売販売実績を指します。 2. 「計画」は、令和8年度と受給契約期間の令和9・10年度の徳島県内販売計画を指します。 3. 販売実績及び販売計画は、応募者が他の電源から調達した電気を含む、徳島県内における小売販売量全体を対象とします。 4. 販売実績及び販売計画量に応じて段階的に評価します。
3	実施要領別紙1評価基準	「県内における電気の販売量」の計画を評価する際には、なんらかの根拠資料又は説明は（プレゼンテーションの場合にて）必要となるのでしょうか。	プレゼンテーションの場で、販売計画量に関する根拠の説明を求めます。
4	実施要領別紙1評価基準	応募時点において、徳島県内に既存の需要家がなく、具体的な契約見込先もない場合であっても、徳島県内向けのC02フリー料金プランを新設し、今後需要家の募集を行うとの提案を行えば、C02フリー料金プランの提案があったものとして取り扱われるのでしょうか。 また、その場合、当該料金プランの実現可能性について、需要家の獲得見込み、営業体制、販売予定量、販売開始時期、料金設定等の具体性を踏まえて評価されるとの理解でよろしいでしょうか。 具体的な需要家、販売量及び営業体制が未定である場合の評価上の取扱いについて、公表可能な範囲で御教示ください。	当該事項は、提案の具体性、実現性を評価するため、より実現可能性がある提案を高評価します。 なお、それ以外については、お見込みのとおりです。

No.	質問項目	質問内容	回答内容
5	実施要領別紙1評価基準	別紙1の「地域との関係性（県内事業所の有無）」における県内事業所とは、応募者自身が徳島県内に常設する支店、営業所その他の事業拠点を指すという理解でよいでしょうか。 次の拠点等について、県内事業所として評価対象となるか御教示ください。 1. 応募者の親会社又はグループ会社が設置する事業所 2. 応募者の業務委託先又は販売代理店が設置する事業所 3. 契約締結後に新設する予定の事業所 4. 常駐する従業員を配置しない連絡拠点又はシェアオフィス 5. 徳島県外の事業所から徳島県内の需要家を担当する営業体制	県内事業所とは、応募者自身が県内に常設する支店・営業所等を指します。（親会社・グループ会社・委託先の事業所や常駐者のいない連絡拠点等は対象外となります。） なお、電力受給開始時までには新たに自社事業所を設置予定である場合は、評価の対象といたします。
6	実施要領別紙1評価基準	別紙1の「経営の確実性」15点については、「企業としての経営状況」と「小売電気事業者としての運営状況」を総合的に評価するものと理解しています。 次の点について、公表可能な範囲で御教示ください。 1. 「企業としての経営状況」と「小売電気事業者としての運営状況」には、それぞれ個別の配点が設定されているのでしょうか。 2. 企業としての経営状況は、財務諸表中の具体的に何をもって評価するのでしょうか。 3. 小売電気事業者としての運営状況は、「自社の電気の販売量」と「供給量確保割合」のみで評価されるのでしょうか（県内の電気の販売量や販売体制はこの評価に含まないことよろしいでしょうか）。 4. 一部の評価要素が低い場合でも、他の評価要素を含めて総合的に評価されるのでしょうか。	1. 「企業としての経営状況」と「小売電気事業者としての運営状況」には、それぞれ個別の配点は設定していません。 2. 企業としての経営状況は、財務諸表のうち純資産、自己資本比率、債務超過の有無、収支状況などから総合的に評価します。 3. 小売電気事業者としての運営状況は、「自社の電気の販売量」と「供給量確保割合」を評価し、県内の電気の販売量や販売体制はこの評価には含みません。 4. 一部の評価が低い場合でも、総合的に評価します。ただし、「地域貢献等」と「経営の確実性」の評価点の合計が配点に対して5割（25点）未満の場合は、失格となります。

No.	質問項目	質問内容	回答内容
7	実施要領別紙1評価基準	企画提案書に記載した次の事項については、売電候補者として選定された場合、電力受給契約又は契約締結後に提出する実施計画等に反映され、契約期間中の履行及び実績報告の対象となるのでしょうか。 ・ 徳島県内における電気の販売計画量 ・ CO2フリー料金プランの提供内容、販売開始時期及び販売目標 ・ 地域還元プランの内容、還元額又は還元率 ・ 県内事業所の設置その他の地域貢献策 ・ 県営水力発電の環境価値を活用したPR施策 また、需要家の獲得が計画どおり進まないなどの理由により、県内販売量、地域還元額その他の実績が企画提案書の記載内容を下回った場合、次のような取扱いの対象となる可能性があるか御教示ください。 1. 実績及び未達理由の報告 2. 改善計画の提出又は改善要求 3. 契約条件の見直し 4. 違約金、損害賠償又は契約解除	実績報告の対象を含めて、電力受給契約時の協議事項と考えています。 また、電力受給契約書（案）第28条第3項のとおり、地域貢献等の履行状況が著しく不相当と認められる場合は、契約等を解除する場合があります。
8	実施要領6	参加申込書の提出書類において、「ウ. 徳島県内における電気の販売実績を証する書類」とございますが、3. 参加資格（7）に定めている小売電気事業者としての電気の販売実績（全国）を証する書類は不要なのでしょうか。	電気関係報告規則に規定する発受電月報第5表（2）の令和7年度分で、徳島県内及び全国の販売実績を確認します。
9	実施要領9	徳島県議会での議決後に契約締結とのことですが、当該決議項目である「売電料金の額」「売電の期間」「売電料金の徴収方法」は何らかの議会資料等を通じて公になる可能性はございますでしょうか	徳島県議会の議決事項である「売電料金の額」「売電の期間」「売電料金の徴収方法」については、議案書として公になります。

令和8年7月29日

No.	質問項目	質問内容	回答内容
10	企画提案書	C02フリー料金プランおよび直接還元プランに関して、あらかじめ対象範囲として（低圧、高圧、特別高圧）との記載がございますが、例えば仮に高圧・特別高圧のみを対象とすることもお認めいただけますでしょうか。もし、お認め頂ける場合には対象範囲が限定化されることによる評価への影響も可能な範囲でご教示いただけますと幸いです。	C02フリー料金プラン及び直接還元プランに関して、高圧・特別高圧のみを対象とすることも可能です。ただし、より県内事業者や県民にとってメリットが大きいプランについて、高評価します。
11	企画提案書	買取価格に関して内訳として非化石価値も記載する様式となっておりますが、社内評価上、電気価値と非化石価値を一体で評価した場合には特段の内訳も存在しないことから、そういった場合にはうちわけとしての非化石価値は未記入でも問題ないでしょうか。仮に問題ない場合であっても何らかの評価上の影響がございましたらご教示ください。	非化石価値についても必ず記載してください。
12	電力需給契約書案	第18条に発電側課金の記載がございますが、結果して、落札者にて一義的に送配電事業者に対して発電側課金を負担するものの、同額を貴局との電気料金（第14条）より精算（減額）を行うため、落札者としての発電側課金は総じて発生せず貴局側で負担されるという理解で齟齬無いでしょうか	発電側課金については、提案される買取価格に含めるため、その費用は、電力受給契約書（案）第18条第1項のとおり、徳島県が負担します。このため、落札者に負担は発生しません。ただし、具体的な精算方法は、電力受給契約時の協議事項と考えています。